

## 平成18年西東京市教育委員会第1回定例会会議録

- 1 日 時 平成18年1月24日(火)  
開会 午後2時00分 閉会 午後3時15分
- 2 場 所 保谷庁舎 防災センター6階講座室2
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 委 員 長 竹尾 格  
委員長職務代理者 大後 みき子  
委 員 角田 富美子  
教 育 長 宮崎 美代子
- 5 出席職員 学 校 教 育 部 長 村野 正男  
学校教育部副参与兼教育庶務課長 二谷 保夫  
学校教育部副参与兼学務課長 富田 和明  
指 導 課 長 大町 洋  
統 括 指 導 主 事 中村 豊  
学校教育部副参与兼教育相談課長 長澤 和子  
生 涯 学 習 部 長 名古屋 幸男  
社 会 教 育 課 長 宮寺 勝美  
生涯学習部副参与兼スポーツ振興課長 富所 利之  
生涯学習部副参与兼保谷公民館長 島崎 隆男  
中 央 図 書 館 長 小池 博
- 6 事務局 教育庶務課庶務係長 白井 清美  
教育庶務課庶務係主査 大和田 順子
- 7 傍聴人 0人

平成18年西東京市教育委員会第1回定例会議事日程

日 時 平成18年1月24日（火） 午後2時から

場 所 西東京市防災センター6階講座室2

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 議案第1号 西東京市立中学校における学校給食のあり方について（諮問）
- 第3 議案第2号 西東京市スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則
- 第4 議案第3号 西東京市菅平少年自然の家条例の一部を改正する条例（申出）
- 第5 請願第1号 教科書並びに教育現場での厳正な宗教的中立性の遵守を要望する請願  
について
- 第6 報告事項 （1）第4回定例会議報告 〔学校教育部長、生涯学習部長〕
- （2）西東京市情報公開条例第16条の規定に基づく諮問につい  
て（答申） 〔指導課長〕
- （3）教育相談状況報告（平成17年4月～12月）  
〔教育相談課長〕
- （4）平成17年度成人式事業実績報告 〔社会教育課長〕
- （5）西東京市南町スポーツ・文化交流センター  
愛称の決定について 〔スポーツ振興課長〕
- 第7 その他

西東京市教育委員会会議録

平成18年第1回定例会  
(1月24日)

午 後 2 時 0 0 分 開 会

議事の経過

竹尾委員長 ただいまから平成18年西東京市教育委員会第1回定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日は角田委員にお願いいたします。

竹尾委員長 日程第2 議案第1号 西東京市立中学校における学校給食について（諮問）、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第1号 西東京市立中学校における学校給食について（諮問）、の提案理由につき御説明申し上げます。

西東京市立中学校における学校給食につきましては、平成14年8月の西東京市立学校給食運営審議会からの答申に基づきまして、弁当外注方式による給食の試行を現在実施している状況でございます。しかしながら、保護者から学校給食を求める声が多いことや、前回の答申後3年が経過しております。また、近隣市の近況も変化してまいりました。そこで、このたび、西東京市立中学校における学校給食について、新たに検討、審議していただきたく同審議会へ諮問いたすものでございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。詳細につきましては事務局より説明いたさせます。私の方からは以上でございます。

竹尾委員長 事務局の方は。

村野学校教育部長 特にございません。

竹尾委員長 そうですか。わかりました。

説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第1号 西東京市立中学校における学校給食について（諮問）、は原案のとおり可決されました。

竹尾委員長 日程第3 議案第2号 西東京市スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第2号 西東京市スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則、の提案理由につきまして御説明申し上げます。

本案につきましては、昨年12月の定例市議会におきまして、西東京市のスポーツ施設の指定管理者制度の導入について御審議いただきました。その結果、2年間、一部のスポーツ施設につきましては財団法人西東京市文化・スポーツ振興財団に管理委託を行います。それ以外のスポーツ施設の管理運営につきましては直営で行うことになりました。このことにより、西東京市スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する必要があるため、本定例会に提案するものでございます。詳細につきましては事務局より説明いたさせます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

富所スポーツ振興課長 それでは、議案第2号 西東京市スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則、について教育長に補足いたしまして御説明いたします。

今回の規則の一部改正は、11月の教育委員会第3回臨時会において御審議をいただき議決いただきましたスポーツ施設条例の一部改正を受けまして、規則の一部改正を行うものでございます。その内容は、平成18年4月から2年間、財団法人西東京市文化・スポーツ振興財団を指定管理者として特命指定を行い、保谷地域のスポーツセンターを初め、5施設のスポーツ施設に指定管理者制度を導入いたします。田無地区の総合体育館、新設の南町スポーツ・文化交流センターを含め、7施設のスポーツ施設は、引き続き教育委員会が直営で管理することから、利用料金制は導入しないで、今までと同じく使用料徴収を行うため、スポーツ施設条例施行規則の附則第5項の後に第6項、第7項を加え、読み替え規定を設け、対応を図るものでございます。

それでは、具体的な内容については、恐れ入りますが、3ページ目の「資料 1」の次のページの2ページ目をお開きください。規則の改正前・改正後の比較表で御説明いたします。

初めに、改正前の利用料金の減額又は免除、第9条ですが、第3項の5行目の「条例別表第3備考4」と次の行の「同表3の項」を、改正後の下線部分の「条例別表第4備考4」と「同表」に改正するものでございます。改正の主な理由は、別表の表記に誤りがありましたので、訂正させていただくものでございます。

次に、協議事項等、第17条であります、「各年度」と「市」をそれぞれ「当該年度」と「市長」に文言整理を行ったものでございます。

次に、3ページの附則6関係でございますが、スポーツ施設条例の指定管理者による管理第4条、次の4ページの利用料金の納付等、第9条ですが、条例審査のときに御説明いたしましたが、下線部分については適用をしないための条例改正を行っているものでございます。

次に、規則関係であります、予約システムによる利用の申請の抽選、第4条から、5ページの第6条、第9条です。そして、6ページの第10条、7ページの第17条と附則及び別表第3の8ページ以下10ページまででございますが、については、「利用料金」を「使用料」、「指定管理者」を「市長」と読み替える規定を設けるものでございます。

恐れ入りますが、11ページをお開きください。11ページの様式第2号については「資料 2」を御参照いただきたいと思いますと思いますが、「資料 2」の様式の改正前・改正後のとおり、「利用料金」を「使用料」と読み替えるものでございます。

恐れ入りますが、2ページにお戻りいただきたいと思いますと思いますが、2ページの上の方に、附則第7項であります、予約システムにより2カ月前から予約、入金が行われることから、この2年間の指定管理期間の経過後に利用料金制度を導入するときは、あらかじめ納められた利用料金は、経過後に係る施設等の利用に係る利用料金とするための経過措置を規定しているものでございます。以上で補足説明を終わらせていただきますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。

大後委員 大体わかったんですけども、3ページの附則6の第4条というところの文章なんですけど、この最後の(3)のところに「(下線部については適用しない。)」というのが

あるんですけど、この「下線部」というのはこの上の下線部を指すんですか。

富所スポーツ振興課長 御質問のとおりで、(3)の下線の全文、また次のページの9条の関係についても、第2項、第3項についての下線部分については適用しないということで、以前、条例改正の御審議をいただいたときに、条例の中で適用しない規定を設けたということでございます。

大後委員 そうしますと、この下線は、どこが改正されたかをわかるように下線を引いてくださっているんですね、そのほかの部分は、その下線とこの今の下線は同じ意味の下線なんでしょうか。

富所スポーツ振興課長 今回の、今御質問いただいている3ページの第4条関係と次のページの第9条関係でございますが、これは、条例事項が附則の中で引用されておりますので、ここで御説明申し上げているところなのですが、今まで説明した、例えば、「利用料金」と「使用料」の読み替えの下線部分と、ここにあります第4条(指定管理者による管理)にあります下線部とはちょっと意味合いが違いまして、これはわかるように表記させていただいたということで御理解いただければと思います。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第2号 西東京市スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則、は原案のとおり可決されました。

竹尾委員長 日程第4 議案第3号 西東京市菅平少年自然の家条例の一部を改正する条例(申出)、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第3号 西東京市菅平少年自然の家条例の一部を改正する条例(申出)、の提案理由につきまして御説明を申し上げます。

本案につきましては、平成18年3月6日付をもちまして、施設所在地の長野県小県郡真田町が上田市、丸子町及び武石村と市町村合併することに伴いまして、菅平少年自然の家の所在地の変更をするものでございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

竹尾委員長 追加説明はございますか。 ございませんか。

名古屋生涯学習部長 特にございません。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第3号 西東京市菅平少年自然の家条例の一部を改正する条例(申出)、は原案のとおり可決されました。

竹尾委員長 日程第5 請願第1号 教科書並びに教育現場での厳正な宗教的中立性の遵守

を要望する請願について、を議題といたします。事務局から御説明をいただきます。

中村統括指導主事 請願第1号につきまして、私の方から説明をさせていただきます。

本請願は、文部科学省検定済み教科書の一部に著しく宗教的色彩の濃い部分があるという御指摘で、お手元の請願事項でございます3点、東京書籍出版の小学校5年生用「マザーテレサ」と東京書籍出版の中学英語、「聖しこの夜」と開隆堂で扱っております「フィンランドのサンタ村からのクリスマスカード」という指摘をされているものでございます。

ちなみに、いずれも本市では、今後も、また、現在も使用しているものではございません。

なお、請願者は、この教科書の内容を扱うことによりまして、国民に保障された基本的人権である信教の自由を著しく侵害するものだという指摘でございます。それによりまして、各教育委員会に取るべき措置としまして、三つの指摘をいただいております。一つは、この宗教色の強いと判断される教科書・教材の公立学校での授業を即刻中止するということが1点目でございます。それから、このような宗教的色彩の濃い記述については教科書として採用しない基準を作っていただきたい、これが2点目でございます。それから、3点目でございますが、宗教的色彩の濃い行事や祭礼の公立の教育現場での取り扱いをやめていただきたい。この3点が取るべき措置の内容でございます。以上でございます。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。

角田委員 読ませていただきましたけれども、この西東京市において、特に教育現場で宗教的中立が守られていないような事実はあるのでしょうか。わざわざこのように出てきたことも踏まえて、ちょっとお話を伺いたいです。

中村統括指導主事 宗教的に偏った教育が行われている事実はございません。すべて学校長の責任のもとに編成される教育課程に沿って教育活動が行われております。以上でございます。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

大後委員 二つあるんですけども、一つは、この請願の中に載っています開隆堂の「フィンランドのサンタ村からのクリスマスカード」というのは何科の教科書なのかなということと、それからもう一つは、この請願が出されたのは、私たちの西東京市にあてて出されたものなのかどうかということをお伺いいたします。

中村統括指導主事 一つ目のお尋ねでございますが、ただいまこの現物は手元にはございませんけれども、開隆堂の方は英語の教科書でございます。それから、請願の方は西東京市の教育委員長あてにということで出されたということで、よろしく申し上げます。

竹尾委員長 それと、あと、西東京市以外は。

中村統括指導主事 失礼しました。他市の状況でございますか。この請願の方はどの程度他市へ出されているのかは、申しわけございません、把握はしてございません。

竹尾委員長 ほかにございますか。

宮崎教育長 じゃあ、私の方から。

教科用図書の採択につきましては、国の検定を通過した図書の中から行われているものでございます。教科用図書の採択の重要な視点といたしましては、西東京市の児童・生徒の実態を踏まえます。そしてまた、2点目といたしましては、学習指導要領に示された目標など

を確実に身につけるための内容でございます。また、西東京市におきましては、教科用図書採択事務要綱を定めまして、公平かつ適切に採択事務が行われております。さらに、西東京市立学校におきましては、学習指導要領の目標などに沿いまして、採択された教科用図書を適切に取り扱い、日々の授業を展開しております。したがって、本請願にあることは、私としては不採択とすることが妥当であると考えております。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。今、教育長から御意見をいただいておりますが、質疑はございませんか。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本請願を採決いたします。採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手がございます。よって、請願第1号 教科書並びに教育現場での厳正な宗教的中立性の遵守を要望する請願について、は不採択と決定いたしました。

竹尾委員長 日程第6 報告事項(1) 第4回定例市議会報告

村野学校教育部長 それでは、私の方から、学校教育部関係について御報告をいたします。

資料をあらかじめお配りしてありますので、趣旨のみ御説明を申し上げます。

今回の12月定例会につきましては、12月の2日から19日までの18日間ございまして、この間、一般質問は4日間行われました。学校教育部では11人から17問の御質問をいただいておりますが、今日御報告するのはその中の一部ということになります。

まず1点目ですが、昨年来から特に小学生の一年生の事件が発生しておりまして、そのことにも関連するわけでありまして、子どもたちの安全対策についてということで、現在、学校につきましては巡回警備員を配置しておりますが、議会等の要望も踏まえまして、来年度につきましてはこの巡回警備員について強化したいということで、現在、予算要望をしているところであります。また、あわせて、文部科学省についても地域ぐるみの子どもへの見守りという仕組みづくりを現在しておりまして、これらについても関係機関と協議する中で検討していきたいというふうに考えております。

次に、2点目ですが、中学校給食ということですが、本日、諮問についての可決をいただいたところですが、やはり、議会におきましても複数の会派から中学校給食についての早期実施の要望がございます。今後、諮問をするということで、先般、現在行っている弁当外注方式のアンケート調査を行いまして、一定程度分析を行いました。やはり、中学校給食の要望が非常に多いということも、今回、アンケートで明らかになったところであります。

次に、西原総合教育施設の充実等ということで、西原総合につきましてはさまざまな団体が利用しておりまして、それらの利用者連絡会の設置、そして、避難訓練、防災対策、こうした要望もございます。あわせて、公共施設予約システムを導入してはどうかという御質問をいただいております。基本的には今後検討していくということで答弁をしております。特に、公共施設予約システムにつきましては、現在、公民館等文化施設あるいはスポーツ施設等も活用しておりまして、直接施設へ出向かなくても予約ができるという利便さがございます。こういうこともございますので、関係部局と調整を今後していくという



予定になっております。

次に、保谷中学校の体育館等の建替えでございますが、これは、この間、議会のたびに御質問をいただいています。これまで、関係保護者、保谷中学校へ通う小学校3校の保護者1,716名の方から要望をいただいている。あわせて、保谷中学校の近隣に住む住民の方からも要望をいただいている。近隣住民の方は基本的には建物の地下化を要望しております。しかしながら、今回の保谷中の体育館の建替えにつきましては、東京都の用地買収費あるいは補償代行の中でやらなければいけない。現在、10億6,000万円という額が非公式には提示されておりますので、この限られた財源の中で一定程度の施設を建てる予定になっております。また、保護者から要望が出ているクーラーの全室設置につきましても、非常に厳しい状況ではありますが、努力して設置が可能なように検討するというところでございます。

次に、児童・生徒数の増加に対する対応ということで、現在、西東京市の子どもたちの今後の推計、5年間を推計してみますと、小学生は約400人余り、あるいは中学生は500人程度の増加が見込まれております。先般、碧山小学校につきましては、18年度で普通教室が不足するというので、プレハブを建て、これに対応していくということで緊急避難的な措置を講じているわけでございますが、今後引き続き普通教室が不足することになりますので、一時的に転用している教室を普通教室に戻すと、そんな対応をしてまいりたいと思っておりますが、中長期的には、現在、部内に設置しております「適正配置適正規模検討委員会」、部内の管理職、係長職で組織しておりますが、ここで、今後、新たな教育ニーズになってまいります特別支援教育であったり、少人数指導、TTあるいは少人数学級、これらの視点を踏まえながら検討していきたいというふうに考えているところであります。

次に、少人数学級についてでございますが、これまで文部科学省の方で、教職員の適正配置等について、あるいは適正なクラス編制について議論をしてまいりまして、10月に最終報告がなされました。この報告では、学級編制権は学校に、そして、学級定数の基準は市町村に委譲されるという提言が入っております。これが法制化されますと実現するわけでございますが、仮に30人程度の少人数学級を実施する場合にはさまざまな困難な課題があるということで、具体的にはこちらに記載されておりますように、教室数の確保、あるいは、市において採用すべき人件費の問題、採用した場合における今後の処遇の問題等々がございまして、現段階では詳細に内容がわからない状況ですので、例えば、文部科学省あるいは東京都がこれに対してどのような支援をしてくれるのか、このあたりが皆目見当がつかない状況でありますので、今後、総合的に判断してまいりたいと思っております。

次に、障害児の介助員の設置についてでございますが、これまでも何回か御報告をさせていただいておりますが、議会の際には提出される予定でございましたが、このたび障害児教育検討委員会の懇談会の中から報告書が提出されました。この報告書に基づきまして、来年度のスタートに向けて、現在、制度を構築しておりまして、18年度予算化に向けての予算要求を行ったという状況でございます。その他の質問事項としては、こちらに書いてある四、五点ほどでございます。特に請願・陳情等はございませんでした。学校教育部の方は以上でございます。

名古屋生涯学習部長 それでは、私の方から、17年12月議会の主な質疑内容ということ

で、生涯学習部関係につきまして御報告させていただきたいと思ます。

まず1点目でございますけれども、子どもと高齢者に安心のプールをということで、水質の管理方法についてという質問内容でございます。現在、スポーツセンターの温水プールでは、塩素剤をプールに投入する装置によりまして水質管理を行っているという方法でございます。これらは多くのプールで一般的に利用している方法でございます。ほかにも水質管理方法等も開発されていることは十分認識しておりますけれども、各市の状況調査及び研究を行いたいと考えているところでございます。

2点目につきましては、総合型地域スポーツクラブの今後の展開について、といった御質問内容でございます。既に、西原スポーツクラブにつきましては、11月27日に発会式を行ったところでございますけれども、この間、運営委員会によりまして本格的な運営が行われることになったところでございます。今後につきましては、平成17年の3月の提言を尊重いたしまして、組織の定着化を図っていくとともに、長期的には、市内の大学等と連携を図りながら、市内の4地域にスポーツクラブを創設することを目標としているものでございます。

続きまして、中央図書館の休日をなくすよう提言するといった質問内容でございますけれども、これまで開館日や開館時間につきましては、それぞれの施設要件に合わせまして順次拡大してきた経過がございます。現在、中央図書館におきましては、祝日の開館と夜間開館の拡大を実施する方向で準備を進めているところでございます。休館日を全廃するということはなかなか難しい状況ではございますけれども、開館日や開館時間等につきましては、今後も地域の利用実態にかなった見直しを進めていきたいと考えておるところでございます。

続きまして、文字・活字文化振興法についてということで、初めての「文字・活字文化の日」が10月27日にあったわけでございますけれども、市として開催した行事等は何か。また、市内の大学等の図書館を開放するとあるが、市としての取り組みは。また、司書並びに専任の専門職員の配置は推進されているのか、という項目に分かれて御質問をいただいたところでございます。図書館では、従来から幼児・児童向けお話し会や講演会などさまざまな行事を実施しているところでございますが、特に今年は、図書館30周年ということで文字・活字文化振興法の趣旨にかなった朗読会や、講演会などの実施に取り組んでいるところでございます。大学図書館の開放についてでございますけれども、これにつきましては、武蔵野大学との協力事業の一環ということで、図書館の窓口でお渡しします利用カードによりまして、市民の方がこの間利用できるようになっておるところでございます。司書や専門職員の配置についてでございますけれども、職員の多くは司書資格を持った職員並びに嘱託職員で構成されているのが実態でございます。その中でも研修等も随時実施しているところでございます。

次の質問でございますけれども、地域生涯学習事業につきまして、平成17年6月に「重点プロジェクト推進委員会検討結果報告書」が出されておりますが、これを受けて教育委員会ではどのように考えているのかといった御質問でございます。この事業につきましては、学校週5日制の対応といたしまして実施しているところでございますけれども、この検討結果報告書による課題といたしまして、まず1点目でございますが、幅広い年齢層の市民が参

加できる事業内容に工夫する検討。2番目でございますが、地域人材の発掘と活用の仕組みづくり。3点目が各種の地域活動団体及び行政関連部署との連絡調整による事業の効率化ということで認識しているところでございます。この事業を担っております学校施設開放運営協議会とは、随時意見交換や連絡会を開催しているところでございます。また、行政の関連部署との連絡調整は進めているところでございますけれども、この事業は、行政と地域住民とのパートナーシップが重要であるということを確認しておりますといった内容でございます。

続きまして、スポーツ施設の整備拡充ということで、この内容につきましては、硬式野球場の整備について、といった御質問内容でございます。市としましては、ひばりが丘団地のグラウンドにつきましては、現在、野球場を中心といたしまして大きなスポーツ施設が望める運動施設と考えているところでございます。この件に関しましては、平成14年の団地建替えに関する協定書の中におきまして、都市再生機構が整備しまして、管理運営を本市が一体的に行うことということになっておりますけれども、教育委員会としましては、この施設整備を実現するために、今後、庁内関連部署と連携いたしまして対応を図っていきたいと考えているところでございます。

続きまして、市の文化財保護の基本的な考え方についてという御質問でございますけど、3点御質問をいただいているところでございます。郷土資料室の運営と活用。民間所有文化財の保全策。新たな文化財の発見・指定についてといったことでございますけれども、郷土資料室につきましては、現在、民俗資料や考古学資料を展示いたしまして、市民や小学生の社会科見学等の観覧に供しているところでございます。今後も新たな企画展等を組みながら、郷土の歴史に対する認識を高めてもらうよう努力していきたいと考えております。民間所有の文化財につきましては、基本的には所有者や管理者の方が責任を持って保全をしていただいているところでございますが、修理等の負担について一定の条件を付して補助をすることも検討課題と認識しております。文化財の保全につきましては、その活用や一般公開等を通じまして郷土の歴史に対する認識を高めることも重要な課題と認識しているところでございます。新たな文化財の発見・指定につきましては、現在、文化財保護審議会に諮問している案件が1件ございます。今後も市の区域内にあるもので特に重要な文化財につきましては、関係者の協力を得ながら活用する努力をしていきたいと考えているところでございます。

議案関係についてでございますけれども、2件につきまして可決をいただいているところでございます。請願・陳情につきましては特にございません。以上でございます。

竹尾委員長 報告事項(2)西東京市情報公開条例第16条の規定に基づく諮問について(答申)

大町指導課長 それでは、西東京市情報公開条例第16条の規定に基づく諮問について、の答申をいただきましたので、御報告させていただきます。

本件につきましては、去る平成17年第9回西東京市教育委員会におきまして、公文書一部開示決定に対する異議申立てについて諮問の決定をいただいておりますが、その後、平成17年10月13日に情報公開審査会に諮問いたしまして御審議いただき、平成18年1月17日にその答申をいただきましたので、本委員会に御報告するものでございます。

本件についての答申の内容でございますが、まず、異議申立人が求めた応募作文についての応募者の住所、氏名、その他、特定の個人が識別される情報を除くすべての部分の開示を求めたことについての判断といたしまして、1点目は、応募作文の内容は応募者の社会的な関心に基づく意見等を記述したものであり、それらの意見等は、各応募者の人格、思想、信条等と密接に結びついたものであることが明らかであること。2点目は、西東京市においては、従来から各種委員の公募に際して、提出された論文を提出後に公表した例はなく、選定委員の募集を行った際も、当該応募作文を公表することを前提としていなかったことから、応募者は作文を提出するに当たり、それが後から開示されることは予想していなかったものと推測されること。3点目は、選定委員の応募者数は9人であり、選定委員に選任された者の氏名は西東京市立中学校教科用図書選定委員会の名簿等で公表されていること。以上、大きく三つの理由から、西東京市立中学校教科用図書の選定に係る他の情報との関連等により特定の個人が識別され得る可能性が高い上、公開されないという個人の権利利益が害されるおそれがあり、不開示とすべきものと判断されました。

次に、異議申立人が求めた応募作文すべての採点結果について、特定の個人が識別される情報を除き、選考基準評価結果一覧の開示を求めることについての情報公開審査会の判断ですが、選定委員の選考に係る審査結果の取扱いについては、西東京市立中学校教科用図書採択選定委員募集・選考要領を定めており、要領第4第2項において、当該審査結果は公表しない旨規定しております。募集を行う際にその旨を公表し周知されている。応募者は審査結果が開示されることは予想していなかったものと推測されることなどの理由から、評価の結果を開示すると、西東京市立中学校教科用図書の選定に係る他の情報との関連等により特定の個人が識別され得る可能性が高い上、公開されないという個人の権利利益が害されるおそれがあり、不開示とすべきものであるという判断をいただきました。

以上のことから、審査会の結論としまして「平成17年7月19日付、17西学指第514号で行った公文書の一部開示の決定は、西東京市情報公開条例の解釈運用を誤ったものではないから、これを取り消す必要はない。」という答申をいただきましたので、ここに御報告させていただきます。

竹尾委員長 報告事項(3)平成17年4月～12月教育相談状況報告

長澤教育相談課長 教育相談状況、17年4月から12月末までの2学期間の相談状況の御報告をいたします。

教育相談全体の状況は、相談件数1,160件、延べ回数は7,323回になります。前年度の同期と比較しますと、105件、約10%の増となっております。

主なものでは、就学相談全体の件数がやはりふえているということ。これも前年同期との比較では24件、14.7%の増。就学相談の伸びにつきましては、17年度当初、5月から6月にかけて、幼稚園、保育園及び就学前の障害児通所訓練施設等への就学相談の説明を実施してまいりました。この結果、幼稚園、保育園等からの就学相談への行動観察の要請等就学相談へつながってふえたものと考えられます。

それから、緊急・臨時相談、これがふえております。これは約60%ぐらいふえているのですが、これもやはり、学校等からの緊急相談、他機関への相談、連絡、連携等の相談がふ

えているという、ざっとこのような状況であります。以上です。

竹尾委員長 報告事項(4)平成17年度成人式事業実績報告

宮寺社会教育課長 それでは、17年度の成人式の事業実績報告について御報告いたします。

日時は、平成18年1月9日、成人の日、午前の部と午後の部に分かれまして実施をいたしました。場所については保谷こもれびホール。対象者につきましては、市内の在住者、あと、外国人登録の方、それから、今、市外にいらっしゃる方でも中学当時西東京市にお住まいであった方については、御連絡があった場合、案内状を送付いたしております。

対象者数につきましては、全体で2,318名、男性が1,167名、女性が1,151名。この内数ですが、市外の方が男女ともに39名ということでございます。午前の部の対象地域につきましては田無第二中学校、田無第三中学校、青嵐中学校、ひばりが丘中学校、明保中学校の学校区域の方、午後の部の対象地域につきましては田無第一中学校、保谷中学校、田無第四中学校、柳沢中学校の学校区域の方でありました。

出席者数につきましては、全体で1,199名、男性が594名、女性が605名、出席率は51.7%。午前の部につきましては男性317名、女性341名、午後の部につきましては男性277名、女性264名ということです。

それから、記念品につきましてはレンズ付フィルム。

式典の内容につきましては、式典に先駆けまして保谷和太鼓の演奏、それから、開会、国家斉唱、主催者挨拶として西東京市教育委員会の委員長及び市長、来賓の祝辞として市議会議長の方から祝辞をいただきました。対応の職員につきましては全体で30名ということです。それから、出席者ではなくて、来賓の案内状につきましても、卒業時の中学校の校長、それから担任、副担任、あと、わかば学級の担任の先生には案内状を御送付しております。

裏面に参加者の推移ということで平成13年度からの推移を掲載しております。17年度につきましては、対象者につきましては微減でございますけれども、出席率については年々約1%ずつほど出席率が上がってきております。以上です。

竹尾委員長 報告事項(5)西東京市南町スポーツ・文化交流センター 愛称の決定について。

富所スポーツ振興課長 西東京市南町スポーツ・文化交流センターの愛称の決定につきまして、追加でございますがちょっと資料を出させていただきますので、よろしくお願ひします。

この愛称募集をする経緯となりましたものは、平成17年6月の議会で、市議会議員の方の質問等の中で、愛称を募集したらいかかというような御意見がございましたので、それを受けて、広く市民から愛称を公募して決定したものでございます。

愛称の募集については、募集期間は平成17年10月15日から11月15日、約1カ月間の期間募集をしたところでございます。その方法としましては、市報、ホームページ、ポスター等の中で募集しているものです。それについて、応募件数は28件、応募人数は19名でございますが、複数の応募があったということでございます。愛称の選定については、西東京市南町スポーツ・文化交流センター愛称選定委員会の設置要綱に基づきまして、愛称選定委員は教育委員会の内部組織で、委員としましては教育長以下8名で組織したものでござ

ざいます。

決定の愛称については「きらっと」これは平仮名表記でございますが が選ばれました。選定理由としましては、こちらに選定理由を記載してございますが、提案理由の中にもありましたが、スポーツ・文化交流で、誰もがそこに来て「きらっと」輝く自分を発見する。輝くことができる場所ができたということで、個人、あと、場所の問題ということが提案理由とされたものでございます。

次点では、「キラット」、また同じような読み方なんですけど、これは片仮名表記でございました。そのようなことで、当選者については平仮名表記、片仮名表記の両方の方を採用させていただいたという形でございますが、具体的には平仮名表記の方を採用させていただくというように決めさせていただいたものでございます。参考までに、他の応募の主なものとしては、「ふれんどスポーツセンター」とか「メタセコイヤホール」、「ともがきスポーツかる西東京」、「かがやきプラザ」などという提案もございました。

今後について、その愛称の使用法でございますが、市報とか施設パンフレット等の中で周知していきたいと思っております。そのようなことで、愛称採用者は2名でございますが、5月1日のオープニングセレモニーを今予定しているところでございますが、そこに御招待をさせていただきまして、記念品等を贈呈したいなと思っております。以上でございます。

竹尾委員長 説明が終わりました。一括して質疑を受けます。

角田委員 2点お伺いします。

1点は防犯対策の件なんですけど、防犯対策としての防犯カメラの件なんですけれども、東京都の方としても各学校につけていくようにという方向にあると思うんですが、今の現状と、これからどのようになっていくかというのが1点。

もう1点は、教育相談等々、非常に相談件数も多いようなんですが、幼・小とか小・中とか中・高と教育相談との連携はどのように行われているのか、その現状をお聞きしたいと思います。

竹尾委員長 最初に、防犯カメラについて。

二谷教育庶務課長 それでは、私の方から防犯カメラのことについてお答えをさせていただきます。

現在、このカメラの設置につきましては、当初予算としての予算要求は、市内小中学校全校にしているところでございます。こちらのカメラの設置の背景といたしましては、東京都の青少年治安対策本部の方から総額で10億円、全部で10億円の補助金が出されるということもございまして、そのあたりにおきまして西東京市としてもその補助の対象を受けられるということを考えまして、当初予算として予算要求をしているところでございます。ちなみに、カメラの設置ということになりますと、当然のことながらプライバシーの問題が出てきますので、個人情報保護審査会の方の承諾を得まして、そういう一定の手続を経た上で設置というような形になろうかと思っております。以上でございます。

長澤教育相談課長 教育相談の幼・小・中・高との連携はということでございますが、高校につきましては、一応、相談が中学校までの学齢期までの対象ということなので、高校に関

しては、また都の相談センター等でフォローということがあります。幼児の場合は、幼稚園等につきましては、先ほどの説明のように、就学相談、教育相談の説明を、施設園長会等に参りまして説明を毎年いたしております。その中から教師、教員への相談もふえました。また要請相談、それから行動観察等もふえました。それから、小学校へは学校訪問相談員を中心としまして相談を受けております。それから、中学校に関しましては、スクールカウンセラーが配置されておりますので、スクールカウンセラーの定期的な連絡会とか研修等、それから情報交換等をやっております、教育相談課とは連携をしております。以上です。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

角田委員 じゃあ、ついでに今度は、教育相談との関係ではなくて、幼・小、小・中という関係では何かそういう連携というのはないんでしょうか。指導課の方にお伺いしたい。

今わかりませんか。

中村統括指導主事 教育相談ではなくてですか。

角田委員 例えば、不登校が今かなり多いようですが、幼・小とか小・中とかといった、そういう子どもを中心とした連携というのは、特にこの市としては考えられていないんですか。研修とか連絡とか。

中村統括指導主事 私の方から、小・中の、進路に応じてという形で、どのように小学校から中学校へ連携をしているのかということをお話しさせていただきます。

特に、今、「不登校」というようなキーワードをいただきましたけれども、実際に小学校から中学校に上がる際には、指導要録の抄本というのを中学校に送る形になっております。そこには、欠席の状況や学習の状況等を必ず記載するようにと。また、特に配慮を要する場合には、校長を通しながらその子どもの状況を連絡を密にするというような取り組みをお願いしているところでございます。以上でございます。

角田委員 ついでに、じゃあ、障害のある子どももそうですか。その抄本で連携をとっているということによろしいんですか。

中村統括指導主事 基本的には、若干、指導要録、また内容が違いますので、これは、各固定学級等の場合は、担任等が情報提供をしたり、または授業を見合ったり、生の姿を見ながら子どもたちの状況を連携していくというような取り組みを行っているところでございます。

角田委員 わかりました。ありがとうございます。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

大後委員 教育相談のことが出たので、ちょっとその続きでお願いしたいんですが、この表の注のところで、「集団不適合A」と「集団不適合B」というのは、これはどういうものなんでしょうか。

長澤教育相談課長 集団不適合Aというのは内向性の不適合、それからBというのは外に向かったの自傷とか他害だとかそういうトラブル、不適合を起こしているお子さんという、そういうすみ分けをしております。

大後委員 具体的にこの子がAなのかBなのかというのは、実際問題、よく私たち直面していないとわからないことがあると思うんですが、それと別に、先ほどの相談内容の中で一番多いのが、不登校が73件というのは、これは73名というふうに考えてもいいわけですね。

それで、この中に、最近よく心の病だとか、生活の習慣とかといろいろな原因が言われていますけれども、医療的な対応が必要な子どもさんというのは、この不登校の中にはどのくらいいらっしゃるのでしょうか、心身ともにですが。

長澤教育相談課長 医療的なケアが必要、あるいはクリニック等につなぐお子さんが何人かということなのですが、ちょっとその医療的なことのみを集約は今手元にはないんですが、不登校となった直接のきっかけということでやはり一番多いのは、今御質問にあったような不安など情緒的なもの、親子関係をめぐる問題、それから家庭内の不和によるもの、それからその他本人にかかわる問題、これは、さっきの不適応A、Bとかありますが、そこら辺がきっかけとなった不登校というのが数字的には一番多く出ております。

大後委員 その不安とか情緒的な問題の中には、かなり医療的な対応が可能というか、医療的対応をしたら不登校の状況が解決できるというような例もあるかなと思ってちょっと伺ったんです。最近よく心の病とか、家庭内の人間関係がとかというのが強調されている余り、割と本人のそういう気質的な問題が見落とされているようなケースがあるようにも聞いていますので、その辺もより気をつけていただけたらなと思います。

それと、先ほどのやはり多い相談の中の就学相談なんですけれども、この表の中に小学校就学相談34件とありますが、これは、例えば、34名のこれから就学するというお子さんたちの中で、相談の結果、普通学級に進んだ子と心身障害学級に進んだ子と、あと、その中でも通級学級に進んだ子という、そういう内訳はこの34件の中ではわかりますか。

長澤教育相談課長 17年度につきましては、要するに、今まだ就学指導委員会の結果を保護者に面談しながら伝えているところです。それで、12月までに5回の就学指導委員会を終わらせて伝えておりまして、その結果、例えば、養護学校適、それから固定級適というような結果をお伝えしましても、保護者からなかなか納得を得られない、やはり通常学級にというような方もいまして、就学先の決定を今集約しているところです。17年度につきましてはそして、例えば、最近の例ですと、9月の就学指導委員会で固定級と言われた方が就学相談員との継続相談をしまして、ようやくと本当にここ何日かの間に決心をされまして、4月から固定級に行かせたいと決心をしたということで、今、就学先の体験をつくし学級等にさせていただいているところです。まだ17年度の集約は終わっていないんですけども、なかなかその辺では時間がかかる。就学先が決定するまでやはり2カ月とか3カ月とか長くかかる保護者の方も多いようです。ただ、就学相談にはすごくつながってきている。障害のあるお子さんの件数が多くなっているの、これはいいことかというふうに思っています。今後とも継続相談を続けていきたいというふうに思っております。

角田委員 今のことに引き続いてなんですが、障害児の介助員が設置されそうだとということでもかなり普通学級に入っているのではないかという懸念を持っている保護者もいるようですが、そのあたりはどうですか。

長澤教育相談課長 就学相談に見えて、それから就学指導委員会に申し込まれた保護者の方が、介助員がつけばと、実際にそういう方がいらっしゃいました。介助員はつくのか、介助員がつけばうちの子は固定級や養護学校に行かなくてもいいんだなというような発言もありました。でも、就学相談、面接等を経まして、就学指導委員会に御両親、お子さんが見えま



して、そして、医師の診察、それから校長先生方の委員の面談等も受けまして、その結果やはり固定級が適という結果を伝えましたところ、そういう保護者の方も、今まではずっと通常学級と思ってきたと。けども、介助員がつけば自分の子どもの適正な教育の場が与えられるということではないと。そのお子さん、お子さんの適正な教育の場というのを理解していただけて、特にその方はお父様の方がそういう御希望が強かったんですが、やはり4月から、その方は転学でしたけども、1年生は通常学級に行ったが、2年生から固定級に行くことにしましたと、そういう方も実際にいらっしやいました。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

大後委員 今の続きですけれども、あと、先月も出ていた介助員とか、その話ですが、先日ある小学校の固定級、心身障害学級を参観させていただきましてけれども、是非この現状を保護者の方にも見ていただけるといいなという感想をみんなで持ちましたので、先ほど体験入学ですか、というお話がありましたけれど、是非連携をよくとって、その現状を見ていただけるといいなと強く思いました。

今の教育相談の方はいいですか。

角田委員 はい。

大後委員 教育相談の方は、ずっと伺っていると切りがないので、ちょっとここでやめさせていただいて、さっきの御報告にあった成人式のことなんですけれども、年々参加者がふえているようで、私たちもとてもうれしいんですが、今年は少し進行を工夫なさった部分があると思うんですが、そのあたりと、担当の方々の感想といいますか、まとめといいますか、数字的なものではなくて、何か反省とかというのがまとまっていたら伺いたいと思いますけど。

宮寺社会教育課長 今年度につきましては、式典につきましては混乱もなくできましたので、その辺はよかったかなと思っております。それで、式典の内容につきましては、いろいろこれから、例年式典をやっておりますけれども、保谷の和太鼓の成人の方のごあいさつもありましたし、その辺をもう一工夫ちょっとしていきたいなどは考えております。簡単ですが、以上です。

竹尾委員長 よろしゅうございますか。

大後委員 はい。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

以上で報告事項を終わります。

竹尾委員長 日程第7 その他、を議題といたします。

教育委員会全般につきまして御質問、御意見等を受けたいと思いますが、どうでしょうか。

大後委員 先月の委員会で私がお願いしたからというわけじゃないと思いますが、早速、市の青いランプのついたパトロールカーが市内の子どもたちの下校時に合わせてパトロールをしてくださるということが新聞にも載ってまして、すごくうれしく拝見しまして、生活文化課が担当らしいんですけれども、その記事の中に「学校からの要望を受けて」というような表現があったので、とても市全体で取り組んでいるという姿勢が伝わってきてうれしく思

いましたので、ちょっとそれは報告させていただきます。

竹尾委員長 そのこの件について何か事務局の方からお話がございますか。 よろしゅうございますか。

大後委員 じゃあ、さっきちょっと話題に出たんですが、同じ子どもたちの安全を守るということでパトロール隊のほかにも市を挙げて実行してくださっているということがあるようですので、ちょっと教えていただけたらと思いますけど。

村野学校教育部長 実は、今回、昨年の小学生の犠牲の事件を受けまして、1月の12日に市長部局で設置しております防犯推進会議を開催いたしまして、この防犯推進会議には市内の防犯に関するあらゆる機関が参画しております、その方々、委員が10名いらっしゃいまして、この防犯会議の拡大会議ということで、今回、教育長あるいは我々教育委員会の職員、そして児童青少年部、こういった子どもにかかわる組織もそこに参画しまして拡大会議で会議を開いたわけですけど、それぞれの部署で取り組んでいる今の状況を報告していただきました。それとあわせて、それぞれの防犯協会であったり、あるいは西東京市のウエストガーデンとか、ふれあいまちづくり推進会議、青少年育成会、さまざまな団体、警察とかももちろん出席しておるんですが、その中で意見交換をしまして、やはり、それぞれが取り組んでいることはよく理解しているということで、反省点といたしまして、行政における横の連携、これが若干弱いんじゃないかという御指摘をいただきました。

それを受けまして、年明け、1月の12日以降に、それぞれの市民生活部、それと学校教育部、そして児童青少年部、この3部署で、今後の対応につきまして現在、具体的にどのような連携ができるのか、それを議論しているという状況でございます。それぞれの学校については、現在どういう取り組みをしているのかということで、これは指導課の方でまとめまして、これを委員会の方に投げているという状況でございます。

二谷教育庶務課長 それでは、今、部長の方を受けまして、私の方から、それぞれの各部署でやっていることを、概略ですけど御説明させていただきます。

まず、児童青少年部としましては、子どもが危険を感じたときの、子ども110番をそれぞれ近隣の住民の方をお願いしてはいますが、この協力要請を改めてしていくということがございます。それから、児童青少年部の関係ですと、学童保育をやっておりますので、学童保育の子どもたちはみんな帰宅時間が遅いということで、現在、大体6時半ぐらいになるということですので、子どもたちが帰る時間が非常に遅くなるということですので、学童のそれぞれの指導員が、1人で帰るような子どもたちについては、引率をして親御さんの方にきちっと引き渡しをするというようなことをやっているところでございます。それから、学童保育の方の施設におきましては、警視庁との110番の緊急通報設備がまだ配置されていないわけなんですけれども、これが今年度中に順次配置されるというようなことでございます。

市民生活部につきましては、先ほど大後委員の方からお話ございました青色回転灯、こちらにつきまして1月から運行を始めております。それから、1月の22日から29日まで、防犯についてのパネル展、こちらもまた開催しているということでございます。

なお、教育委員会につきましては、先ほどいろいろお話がございましたけれども、カメラ

の問題、それから巡回警備、それから子どもたちへの防犯ブザーの配付、それから年1回の各学校でのセーフティー教室、これは保護者の方も一緒に参加していただいてやっていくものでございます。それから、教職員の実習ですとか、安全マップ、子どもたちも学校によっては参加して安全マップを作成するところもでございます。それ以外ですと防犯用品としましては、サスマタですとかネットランチャー、これを各学校に順次配付しております。それと、先ほどお話のありました腕章ですとかベストということで、見回りの際に子どもたちに不安を与えないようにということで、腕章、ベストをそれぞれ学校の方に配付しているということがございます。

なお、警察の方の参加をいただきまして、警察の方に聞きまして、パトカーの学校への巡回というんですか、これを従来より倍にして協力をいただけるというようなコメントがございました。簡単ではございますが、以上でございます。

大後委員 すごくたくさんの方の対策が講じられていて、うれしく伺ったんですけども、それから、先ほども話をしていたんですけど、西東京では、先ほどの腕章とかベストとか旗とかいろいろ持って、大人の人たちは子どもを守ろうという体制がとても感じられるというお話もありましたので、このまま是非みんなで見守りたいと思います。

それと、前回は申し上げたんですけど、子どもたちが受け身だけではなくて、守られるというのは大事なんですけど、自分たちで自分を守るというのを育てるという方にも力を入れていただけたらなと思います。

竹尾委員長 何か、これについて特にお話はございますか。

村野学校教育部長 ただいまの、子どもたち自身が身を守るというんですか、先ほど庶務課長からお話があったセーフティー教育、防犯教育、まさにこれがそれに該当する事業なのかなと思います。直接警察官の指導を受けながら、子どもたちが体験をしながら自分の身を守る方策を体験していくという教育でございますので、これを年に1回必ず各小中学校が実施しているという状況でございます。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

以上でその他、を終わります。

以上をもちまして平成18年西東京市教育委員会第1回定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午 後 3 時 1 5 分 閉 会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会委員長 竹 尾 格（自署）

署名委員 角 田 富美子（自署）